

有料広告枠売買契約書（案）

桶川市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次のとおり有料広告枠の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、発行する市広報紙の有料広告枠（以下「広告枠」という。）を売り渡し、受注者は、これを買受けるものとする。

2 売買する広告枠の概要は、次の各号のとおりとする。

(1) 広告枠への広告掲載期間は、令和4年5月号から令和5年4月号までの12回分とする。

(2) 広告枠の掲載位置は、市広報紙の裏表紙下部とする。

(3) 広告枠の掲載規格は、単色刷り又はカラー（4色刷り）とし、縦45ミリメートル、横177ミリメートルとする。

(4) 掲載しようとする広告の版下原稿は、受注者で作成し、作成した版下原稿をその都度、市が指定する期日までに発注者に提出するものとする。

(5) 掲載しようとする広告は、別に定める桶川市有料広告枠設置取扱要綱（平成22年2月15日市長決裁）第3条の要件を満たすものとする。

(6) 発注者は、受注者が提出した広告の版下原稿が桶川市有料広告枠設置取扱要綱及び桶川市広報裏表紙有料広告掲載取扱要領に抵触し、又は抵触するおそれがあると認められたときは、修正を促すことができる。

（売買代金）

第2条 広告枠の売買代金は、金 ， 円とする。

2 受注者は、前項に規定する売買代金の全額を発注者の発行する納入通知書により、契約締結日までに納付するものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、これを免除する。

(費用の負担)

第4条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第5条 この契約締結後、広告枠への掲載期間において発注者の責めに帰すことができない事由により、その広告枠の滅失又はき損により受注者が被る損害及び享受できなかった利益について、発注者は負担しないものとする。

(瑕疵担保)

第6条 受注者は、この契約締結後、印刷又は製本過程において生じる現在の印刷又は製本精度から生じ得る瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約解除)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 受注者は、この契約を解除された場合において、広告枠に投じた費用があっても、これを発注者に請求しないものとする。

(返還金)

第8条 発注者は、前条第1項によりこの契約を解除したときは、受注者が支払った第2条第1項に定める売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金の額は、第2条第1項の売買代金を12で除した額に、12からすでに広告を掲載した回数を減じた数を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）とする。ただし、返還金に利子は付さない。

3 発注者は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、受注者が次条に定める損害金として発注者に支払うべき金額があるときは、

それらの全部又は一部とその返還金とを相殺できるものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、発注者の責めに帰すことができない事由により発注者に損害を与えたときは、発注者の定める損害金を発注者に支払うものとする。

(信義誠実の義務)

第10条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、発注者、受注者協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 桶川市泉一丁目3番28号
氏 名 桶川市
桶川市長 小 野 克 典

受注者 住 所
氏 名